

守 監 発 第 3 8 号
平成28年11月30日

守谷市長 会田 真一 様

守谷市監査委員 田向 節三



守谷市監査委員 伯耆田富夫



平成28年度財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき平成28年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり「監査結果に関する報告書」を提出します。

平成 28 年度

財政援助団体等

監査報告書

守谷市監査委員

平成28年度財政援助団体等監査報告書

1 監査執行者

代表監査委員 田 向 節 三
監 査 委 員 伯耆田 富 夫

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

3 監査の実施日

平成28年10月20日

4 監査の実施団体

(1) 補助金等交付団体

対 象 団 体	所 管 課
社会福祉法人守谷市社会福祉協議会	保健福祉部社会福祉課

(2) 指定管理者

対 象 団 体 (対象施設)	所 管 課
アクティオ株式会社 (守谷市市民交流プラザ)	保健福祉部児童福祉課

5 監査の範囲

(1) 補助金等交付団体

平成27年度に交付した補助金等の出納及び関係事務の執行について

(2) 指定管理者

平成27年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について

6 監査の方法

補助金等交付団体及び指定管理者から提出された資料並びに所管課から提出された資料に基づき、当該事務事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かについて、団体代表者から事業の内容等についての説明を聴取した。

7 監査結果

各団体の監査結果については、以下に記載したとおりである。

(1) 社会福祉法人守谷市社会福祉協議会

(所管課 社会福祉課)

① 事業概要

社会福祉法人守谷市社会福祉協議会は、守谷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的に昭和48年に設立され、次の事業を行っている。

- ・事業の企画、実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・その他事業の健全な発達を図るために必要な事項

② 組織

社会福祉法人守谷市社会福祉協議会は、主たる事務所を茨城県守谷市大柏954番地の3に置き、会長をはじめとする理事15人、監事2人、評議員31人、職員は事務局長以下全11人、非常勤職員20人で活動している。

③ 市補助金交付概要

市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられ、地域福祉活動への市民参加促進をはじめ民間福祉団体の先導的役割更には市民や関係団体・関係機関との行政間調整役を担う守谷市社会福祉協議会の非営利部門に属する職員の人件費、事務費、地域福祉活動計画実施に伴う実行委員会会議運営費を補助している。

④ 市補助金交付根拠及び交付決定額（平成27年度）

市は、守谷市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年守谷町条例第25号）に基づき、人件費、地域福祉活動計画事業（一部）及び相談事業（一部）を補助している。

平成27年度44,448,000円を予算化し、同決算補助金交付額として、42,454,263円を決定し、同額を支出している。

⑤ 監査結果

市補助金の出納その他の事務の執行は、適正であると認められた。

当該団体については、地域福祉の中心的団体であることに鑑み、今後とも地域の福祉活動事業に取り組み、福祉のまちづくりを進めるとともに、平成24年度にスタートした地域福祉活動計画の円滑な推進を図り、同計画に基づき地域に根ざしたきめ細やかな活動を行っていただきたい。

更に、会員活動や寄付活動においては、工夫を凝らし市民の理解を得る

などにより事業資金の安定確保を図るとともに、引き続き経費削減等にも努力されたい。

(2) アクティオ株式会社

(所管課 児童福祉課)

(守谷市市民交流プラザ)

① アクティオ株式会社の概要

アクティオ株式会社は、昭和62年に設立され、指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託業務、美術館等の案内、受付及び誘導等運営に関する請負業務、博覧会等の開催の企画立案及び実施運営業務並びに都市計画等の設計管理の受託業務等幅広く請負業務等を行っている。近年では、「東京スカイツリー」や「あべのハルカス」の管理運営も手掛けている。

平成27年度に指定管理期間が満了となり、平成28年度からの5年間についても選考により再度指定管理者となった。(平成28年4月1日～平成33年3月31日)

② 守谷市市民交流プラザの状況

守谷市市民交流プラザは、守谷市北守谷児童センター、守谷市民ギャラリー、守谷市民活動支援センター、もりやファミリーサポートセンター及び守谷市家庭児童相談室で構成される。このうち当該指定管理者に係る業務は、市民交流プラザ全体の施設管理並びに守谷市北守谷児童センター及び守谷市民ギャラリーの運営である。

③ 指定管理者制度の導入目的

本施設の管理運営について、多様化する市民ニーズに効果的、かつ効率的に対応するため、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と安心・安全な利用、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度を導入したものである。

④ 収支決算状況 (平成27年度)

(単位:円)

収 入		支 出	
利用料	718,250	人件費	26,039,306
自主事業収入	0	事務費	11,751,549
指定管理料	39,020,657	事業費	1,023,262
雑収入・その他	0	その他	254,148
収入合計	39,738,907	支出合計	39,068,265

(収入)

(支出)

(収支)

39,738,907円 - 39,068,265円 = 670,642円

⑤ 監査結果

指定管理業務は協定書に沿って適切に管理され、指定管理料の出納及びその他の事務の執行は適正であると認められた。

当該団体については、利用時間の延長や休館日の減など運営面でのサービス向上を図り、また、地域子育て支援事業の応援、近隣幼児施設や小中学校との連携及び市民活動支援センターの有効的な活用など、地域との連携強化を図ることにより利用者数の増加に繋げた。

今後も、施設の安全管理を徹底し、利用者が安心して利用できるように努めるとともに、民間事業者のノウハウを生かしつつ、市民ニーズに適切に応えられる事業展開と、効率的な管理運営に努力されたい。

問題点として、施設の老朽化により維持管理費用負担が大きくなってきている。

平成28年度に改修工事の調査・設計費が計上されているが、今後工事を実施するに当たっては、利用者の安全に十分な配慮をお願いしたい。